

## 検討委員会からのお知らせ

- ・ Hys 処置は、歯冠形成 (KP、生 PZ) と同日の算定は不可ですが、充形・修形・う蝕処置と同日に行った場合それぞれ別に算定ができます。病名は、「C-Hys」
- ・ 同月同部位にエナメル質初期う蝕管理加算 (+260 点) またはフッ化物歯面塗布処置【F局】(130 点) と充形または KP との併算定は不可です。  
ただし、予期せず歯の破折等が生じ「Ce→歯の破折」等の病名であれば同月での算定が可です。
- ・ 充填等によるう蝕治療を行った月の翌月以降、異なる歯面のエナメル質初期う蝕に対し、エナメル質初期う蝕管理加算 (+260 点) またはフッ化物歯面塗布処置【F局】「エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合 (130 点)」を算定した場合、充填等が行われた歯面とエナメル質初期う蝕の管理を行うそれぞれの歯面の摘要欄記載が必要です。
- ・ 小帯形成術 (560 点) に対する病名には、小帯異常の部位が必要です。  
例：「上唇小帯異常」「舌小帯異常」「右側上顎頬小帯異常」「5部頬小帯異常」  
(1/2 顎の範囲内における複数の頬小帯に対して行った場合、2 カ所以上であっても 1 カ所としての算定となります。)

# 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い

日本歯科医師会より、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染予防策を講じた上での加算等の3項目について取り扱いの通知がありました。

必ずお願いします！

請求をレセコンで行っている医療機関につきましては、改修の対応についてレセコンベンダ等にお問い合わせください

## 令和3年9月診療分まで継続

### 6歳未満の乳幼児に対する初再診時の加算 +55点

(初診時乳幼児加算：40点、再診時乳幼児加算：10点に加えて55点の算定可)

#### 請求方法（手書きレセプト）

全体の「その他」欄に「乳幼児感染予防策加算 55点×(回数)」と記載して請求してください

|     |                     |           |   |              |   |
|-----|---------------------|-----------|---|--------------|---|
| その他 | 乳幼児感染予防策加算 55点×(回数) |           |   |              |   |
| 摘   | 公費分<br>点 数          | 請求<br>決定※ | 点 | 合 計          | 点 |
| 要   | 患者負担額<br>(公費)       |           | 円 | 決 定※         | 点 |
|     | 高額療養費               | ※         | 円 | 一部負担<br>金 額  | 円 |
|     |                     |           |   | 減額<br>免除、支払額 | 円 |

## 令和3年4月診療分から9月診療分まで

### 初再診料への加算 +5点（1回当たり）

(注意：電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合の算定は不可)

#### 請求方法（手書きレセプト）

全体の「その他」欄に「歯科外来等感染症対策実施加算 5点×(回数)」と記載して請求してください

|     |                        |           |   |              |   |
|-----|------------------------|-----------|---|--------------|---|
| その他 | 歯科外来等感染症対策実施加算 5点×(回数) |           |   |              |   |
| 摘   | 公費分<br>点 数             | 請求<br>決定※ | 点 | 合 計          | 点 |
| 要   | 患者負担額<br>(公費)          |           | 円 | 決 定※         | 点 |
|     | 高額療養費                  | ※         | 円 | 一部負担<br>金 額  | 円 |
|     |                        |           |   | 減額<br>免除、支払額 | 円 |

## 令和3年4月診療分から実施

### 新型コロナウイルス陽性患者への歯科治療を延期が困難で実施した場合 298点

#### どのような患者が対象？

新型コロナウイルス陽性であり宿泊療養を行っている患者等に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合に算定ができるものです

注意：電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合の算定は不可

#### 請求方法（手書きレセプト）

全体の「その他」欄に「新型コロナ歯科治療加算 298点×(回数)」と記載して請求してください

|     |                       |   |            |   |                      |
|-----|-----------------------|---|------------|---|----------------------|
| その他 | 新型コロナ歯科治療加算 298点×(回数) |   |            |   |                      |
| 項   | 公費分請求<br>点数決定※        | 点 | 合計         | 点 |                      |
| 要   | 患者負担額<br>(公費)         | 円 | 決定※        | 点 |                      |
|     | 高額療養費※                | 円 | 一部負担<br>金額 | 円 | 高額<br>療養<br>費<br>支給額 |